

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十五年一月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第四号

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十一号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(サービスの提供の記録)

第三条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、当該指定児童発達支援の提供日、内容その他必要な事項を当該指定児童発達支援の提供の都度記録しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の規定による記録に際しては、通所給付決定保護者から指定児童発達支援を提供したことについて確認を受けなければならない。

(相談及び援助)

第四条 指定児童発達支援事業者は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第五条 指定児童発達支援事業者は、教養又は娯楽に供する設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、常に障害児の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(掲示)

第六条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、条例第四十条の協力を得ることができる医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
(情報の提供等)

第七条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を利用しようとする障害児が、これ

を適切かつ円滑に利用できるように、当該指定児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業者について広告をする場合にあって、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(地域との連携等)

第八条 指定児童発達支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。）は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、その家族からの相談に応じ、必要な援助を行うよう努めなければならない。

(会計の区分)

第九条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業ごとに経理を区分するとともに、指定児童発達支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第十条 指定児童発達支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定児童発達支援を提供した日から五年間保存しなければならない。

一 第三条第一項に規定する提供した指定児童発達支援に係る必要な事項の記録

二 児童発達支援計画

三 条例第三十三条の規定による市町村への通知に係る記録

四 条例第四十一条第二項に規定する身体拘束等の記録

五 条例第四十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録

六 条例第四十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(身分を証する書類の携行)

第十一条 指定保育所等訪問支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児、通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族又は訪問する施設から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(準用)

第十二条 第三条から第七条まで、第八条第一項、第九条及び第十条の規定は、基準該当児童発達支援、指定放課後等デイサービス及び基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。

2 第三条から第六条まで、第七条第一項、第八条及び第十条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第六条中「従業者の勤務の体制、条

例第四十条の協力を得ることができ医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第十条第二項第三号中「第三十三条」とあるのは「第六十一条」と読み替えるものとする。

3 第三条から第七条まで、第八条第一項、第九条及び第十条の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第六条中「従業者の勤務の体制、条例第四十条の協力を得ることができ医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。